**身体障害者診断書・意見書(　　　　　障害用)**

第１号様式

**総括表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  | 大正昭和平成令和 | 年　　　月　　　日生 | 男 ・ 女 |
| 住　　所 | 横浜市 |
| ① 障害名（部位を明記） |
| ② 原因となった疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災自然災害、疾病、先天性、その他（　　　　　） |
| ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　　年　　月　　日　・場　所 |
| ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）障害固定又は障害確定（推定）　　　　　　　　年 　月 　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ⑤ 総合所見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　軽減化【将来再認定】 要　　　　　・不要　（再認定の時期　　　年　　　月）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　重度化 |
| ⑥ その他参考となる合併症状 |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。令和　　　年　　　月　　　日病院又は診療所の名称所　　　在　　　地診療担当科名　　　　　　　　　科　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する　　　（　　　　　　　　級相当）・該当しない |
| （注意）１　「①障害名」には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右片麻痺、心臓機能障害等　　　　　を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等の疾　　　　　患名を記入してください。２　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)　を添付してください。３　障害区分や等級決定のため、横浜市社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。 |

〔横浜市障害者更生相談所〕

**身 体 障 害 者 診 断 書**

**ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見**　　　　　　氏名

[記入上の注意]

　・　「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、

　　両方の障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記載すること。

* １から３までの各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、

必要事項を記載すること。

* 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設

されるものに限る。

**１　ぼうこう機能障害**

　□　尿路変向（更）のストマ

　 (1)　種類・術式　　　　　　　　　　　　　　(2)　ストマにおける排尿処理の状態

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○　長期にわたるストマ用装具の装着が

　　　　　　　　□　腎瘻　　□　腎盂瘻　　　　　　　 困難な状態の有無について

　　　①　種類　□　尿管瘻　□　ぼうこう瘻

□　回腸(結腸)導管　　　　　　　 □　有

□　その他（　　　　　　　）　　 　　（理由）

②　術式　：（　　　　　　　　　　　 ）　 　　　□　軽快の見込みのないストマ周辺

③　手術日　：（　　年　 月 　日）　　　　　 の皮膚の著しいびらんがある（部

④　ストマ　： □ 永久的 ・ □ 一時的　　　　　　位、大きさについて図示）

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　ストマの変形

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□　その他

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　無

　　　　（ストマ及びびらんの部位等を図示）

　□　高度の排尿機能障害

　 (1)　原　因　　　　　　　　　　　　　　　　(2)　排尿機能障害の状態・対応

　　　□　神経障害　　　　　　　　　　　　　　　 □　カテーテルの常時留置

　　　　　□　先天性（　　　　　　　　　　）　　 □　自己導尿の常時施行

　　　　　　　　　　　（例：二分脊椎　等）　　　 □　完全尿失禁

* 直腸の手術　　　　　　　　　　　　 □　その他

・術式（　　　　　　　　　　）

・手術日（　　年　　月　　日）

* 自然排尿型代用ぼうこう

・術式（　　　　　　　　　　）

・手術日（　　年　　月　　日）

〔横浜市障害者更生相談所〕

**２　直腸機能障害**

　□　腸管のストマ

　 (1)　種類・術式　　　　　　　　　　　　　　(2)　ストマにおける排便処理の状態

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○　長期にわたるストマ用装具の装着が

　　　　　　　　□　空腸・回腸ストマ　　　　　　　　 困難な状態の有無について

　　　①　種類　□　上行・横行結腸ストマ

□　下行・Ｓ状結腸ストマ　　　　　 □　有

□　その他（　　　　　　　）　　 　　（理由）

　　　②　術式　：（　　　　　　　　　　　 ）　 　　　□　軽快の見込みのないストマ周辺

③　手術日　：（　　年　 月 　日）　　　　　 の皮膚の著しいびらんがある（部

④　ストマ　： □ 永久的 ・ □ 一時的　　　　　　位、大きさについて図示）

　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　ストマの変形

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　□　その他

□　無

　　　　（ストマ及びびらんの部位等を図示）

　□　治癒困難な腸瘻

　 (1)　原因　　　　　　　　　　　　　　　　　(3)　腸瘻からの腸内容の洩れの状態

　　　①　放射線障害

　　　　　□　疾患名（　　　　　　　　　　）　　 □　大部分　　□　小部分

　　　②　その他

□　疾患名（　　　　　　　　　　）

(2)　瘻孔の数（　　　　　　　　　　　個）　(4)　腸瘻における腸内容の排泄処理の状態□　軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の著しいびらんがある（部位、大きさ

について図示）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　その他

　　（腸瘻及びびらんの部位等を図示）

　□　高度の排便機能障害

　 (1)　原因　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)　排便機能障害の状態・対応

　　　□　先天性疾患に起因する神経障害　　　　　 □　完全便失禁

　　　　[　　　　　　　　　　　　　　　　 ]　　　□　軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚

　　　　　　　　　　　　（例：二分脊椎　等）　　 　の著しいびらんがある

　　　□　その他　　　　　　　　　　　　　　　　 □　週に２回以上の定期的な用手摘便が

　　　　□　先天性鎖肛に対する肛門形成術　　　　　 必要

　　　　　・手術日　：（　　 年　　月　　日）　　 □　その他

　　　　□　小腸肛門吻合術

　　　　　・手術日　：（　　 年　　月　　日）

〔横浜市障害者更生相談所〕

**３　障害程度の等級**

　（１級に該当する障害）

　　　□　腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて

　　　　排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

□　腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の

排尿機能障害があるもの

　　　□　尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理

　　　　が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

　　　□　尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及

　　　　び高度の排便機能障害があるもの

　　　□　治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及

　　　　び高度の排尿機能障害があるもの

　（３級に該当する障害）

　　　□　腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの

　　　□　腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の

　　　　排尿機能障害があるもの

　　　□　尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

　　　□　尿路変向(更)　のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態

　　　　又は高度の排便機能障害があるもの

　　　□　治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又

は高度の排尿機能障害があるもの

　　　□　高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

　（４級に該当する障害）

　　　□　腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの

　　　□　治癒困難な腸瘻があるもの

　　　□　高度の排尿機能障害又は排便機能障害があるもの

〔横浜市障害者更生相談所〕